

**甲府市医師会救急医療センター（夜間
急患センター）運営費補助金交付要綱**

甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金交付要綱

（通 則）

第 1 甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 この補助金は、甲府市医師会救急医療センター（以下「夜間急患センター」という。）が夜間の救急診療体制を整備することにより地域住民の夜間における救急医療の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第 3 この補助金は、夜間急患センターの開設者が行う夜間急患センター運営事業に対して市町村が補助する事業を交付の対象とする。この場合において、県からの補助金は、甲府市に交付するものとする。

（交付額の算定方法）

第 4 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。ただし、算出された額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（事業に要する経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更及び補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く）をする場合においては、事業変更申請書（別紙様式 3 ）により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止（廃止）申請書（別紙様式 4 ）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助金をその交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別紙様式1)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払をすることができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書(別紙様式2)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(別紙様式5)に関係書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別 表

- 1 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
夜間 終夜	19,000千円 ただし、年間を通じて診療日が確保できない場合は、減額するものとする。	夜間急患センターの運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費 常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等 2 材料費 薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等 3 経費 福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等 4 その他の経費 研究研修費、図書費等

(注) 診療日の算出方法

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄に該当する対象時間の最低診療時間を充足していれば1日とする

区 分	対 象 時 間 及 び 最 低 診 療 時 間
夜間 終夜	午後6時から翌日午前8時までの間において8時間以上の診療を行うもの

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金
交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙1のとおり)
- 3 事業計画書 (別紙2のとおり)
- 4 事業所要額明細書 (別紙3のとおり)
- 5 添付書類
(1) 歳入歳出予算書の抄本
(2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者名 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった平成 年度甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額	既 概 算 交 付 額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 座 振 替

(1) 振替先銀行名 銀行 支店

(2) 預 金 種 別 (当座 ・ 普通)

(3) 座 名

(4) 座 番 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金
に係る事業変更申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり
変更したく申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金
に係る事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり
中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況が分かる資料
- (2) その他参考となる資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度甲府市医師会救急医療センター（夜間急患センター）運営費補助金
事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり
関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙 1 のとおり)
- 3 事業実績額明細書 (別紙 2 のとおり)
- 4 事業実績報告書 (別紙 3 のとおり)
- 5 添付書類
(1) 歳入歳出決算書(見込)の抄本
(2) その他参考となる資料